

内閣参質二〇七第四一号

令和四年一月七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員田島麻衣子君提出精神障害者の就労と居住支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員田島麻衣子君提出精神障害者の就労と居住支援に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「超短時間雇用という神戸市の施策」については、その詳細を把握していないため、お尋ねの「評価」及び「見解」をお答えすることは困難であるが、精神障害者の職場定着に向けた支援の在り方については、現在、労働政策審議会障害者雇用分科会において、幅広い観点から議論を行っているところである。

二について

精神障害者の居住支援については、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」の「精神障害者の住まいの確保支援に係る事業」による住まいの確保支援の体制整備に加え、緊急時の相談及び受入れ等を行う地域生活支援拠点等（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十九年厚生労働省告示第百十六号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等をいう。）の整備、共同生活援助（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十七項に規定する共同生活援助をいう。）、自立生活援助（同

条第十六項に規定する自立生活援助をいう。)等のサービスの提供体制の整備等に取り組んできたところであり、政府としては、今後とも精神障害者の地域生活を支えるサービスの充実等を図ってまいりたい。